

令和元年8月1日

消費者委員会 食品表示部会
部会長 受田 浩之 殿

食品表示の全体像に関する報告書（案）について

一般財団法人 食品産業センター
理事長 村上 秀 徳



今回、提示されたとりまとめ案は、以下のような理由により、消費者委員会から審議すべきとされた「食品表示の全体像」の論点（例えば、表示事項間の優先順位並びにインターネットを活用した表示の可能性を含むWEB上における情報提供と従来の容器包装上の表示との組み合わせなど）について十分議論され、整理がなされているとは言えない。

今回の提示内容を「報告書」としてとりまとめると、優先順位等を含め、審議すべきとされた課題については「報告書」で整理済みとされ、今後の議論を拘束する恐れがある。

今後、整理されていない論点については、調査結果も踏まえ、さらに議論するという前提であれば、少なくともタイトルは「中間とりまとめ」のような、今後のさらなる検討を前提としたものにすべきである。

1 WEBなどでの情報提供の食品表示法上の位置づけの議論が不十分

食品表示法上は表示を包材上に行うとの規定がないものの、国際規格であるコーデックス規格では、食品表示は「包装食品の表示」と明示されており、食品表示は包材上のものとの考えが世界標準である。

食品表示は、同じ表示といっても、景品表示法で定める商品・サービスの内容等も含めた広告としての表示とは概念が異なる。WEBなどでの広告に近い情報提供も含め食品表示として整理出来るかについて、十分な議論を行うべきである。

米国の全米バイオ工学食品情報開示法はWEBなどでの情報提供も選択肢として認めているが、あくまでも情報提供であり、食品表示としては位置づけていない。

米国の食品表示はFDAが連邦食品・医薬品・化粧品法で定めており、表示とは包材上に記載されたものと定義されている。

WEBなどでの情報提供は表示ではなく、4で整理している技術的課題や実行可能性を踏まえるとあくまでも補助的な情報提供と整理すべきと考える。

2 一括表示の表示事項間における優先順位についての議論及び整理が不十分

今後、義務表示事項の増加が懸念される中で、一括表示事項の優先順位についての整理を行い、包材上に義務表示として残すものと、補助的情報提供としてWEBなどにより情報提供するものについての整理が必須である。今回は検討時間が十分取れなかったこともあり、その整理のための議論が十分なされていない。

容器包装の義務表示からはずし、WEBに移行し、あくまでも表示ではなく、補助的情報として提供できるものは何かについての整理をしないで、WEBの利用可能性だけを論じても実効性がない。

この関連で、「食品表示一元化検討会報告書」では義務表示事項の検討に当たっては、食品の安全性に関わる事項を優先的に検討すべきとされ、消費者の選択に資する表示については、消費者のニーズや事業者の実行可能性も含め、容器包装以外での情報提供も検討すべきとされていることに留意すべきである。

こうしたことを踏まえ、さらなる議論を行い整理する必要があると考える。

3 消費者ニーズの分析が不十分

上記を検討する上でも消費者ニーズの分析は大切である。今回、消費者ニーズの根拠として、消費者庁のアンケート調査を掲げて分析しているが、アンケート調査は質問項目の設定の仕方により回答が誘導されがちになることから、その結果が消費者の実際の行動から乖離し、消費者の実際のニーズを反映していない懸念がある。

このことについては、食品産業センターの委員を含め、複数の委員から指摘があった。実際に消費者が購買に当たってどの程度、表示を見ているか、別途の調査を行ってはどの指摘もあり、例えば行動経済学の視点から考えてはどの意見もあった。

こうした点を踏まえ、食品表示に関する消費者ニーズの把握手法を検討し、より正確な消費者ニーズの把握に努めるべきであると考えます。

4 WEBでの表示の技術的課題や実行可能性などについて整理が不十分

今回のまとめは、将来的なWEBでの表示を目標にまとめられている。WEB

での情報提供は、1で述べたように表示ではなく、補助的情報提供と考えるが、仮に表示とすると、WEB上の画面で確認出来る情報と消費者が実際に手にする商品とが、必ず一対一対応している必要がある。この場合、商品の外観は同じでも、中味が変更されている商品と従来の商品が市場で混在している場合にWEB上での表示をどうするのかなど、大きな技術的課題がある。

また、大手事業者であっても、原材料の調達から製造・出荷までのシステム化をしないと、WEBでの情報提供の実行は困難であり、店頭での個々の商品に対応する形で、それをタイムリーに行うことは不可能に近い。ましてインターネット環境の整備がなされていない中小事業者や短期間で商品の見直しが行われる業態にあってはさらに実行可能性が低くなる。

今回の検討では、時間的な制約もあり、各委員がこの点について十分に理解しないまま、将来的にはWEB表示が可能であろうと漠然と考えているに止まっている。こうした技術的課題や実行可能性などについての検証を十分に行い、どのような情報提供ができるのか整理する必要がある。

以上